

平成23年度地域国際化施策支援特別対策事業実施要綱

平成22年11月11日策定

財団法人 自治体国際化協会

(趣旨)

第1条 地球規模での人・物・情報の交流が益々活発化する中で、我が国と海外の地域間の連携の強化や地域における多文化共生社会の構築等、地方公共団体が担う国際化施策の重要性はますます高まってきている一方で、地方公共団体の財政状況は依然として厳しい状況にある。このため、財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）は、地方公共団体等が行う国際交流又は多文化共生の事業で、特に重要性、必要性の高い事業の推進を図るために、予算の範囲内で緊急的に助成金を交付する。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、都道府県、市町村（東京都特別区を含む。）及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会（以下「地域国際化協会」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、助成対象団体が平成23年度に実施する事業で、国際交流又は多文化共生を推進する事業で、特に重要性、必要性が高く、独自性及び先進性があり、他団体の範になる事業で、次に掲げるものとする。

(1) 助成対象団体が地域の関係団体等と連携を図りながら主体的に行う姉妹自治体交流及びその他の国際交流事業で、地域住民の幅広い参画等により、相手方との相互理解と各種協力の一層の促進が図られ、新たな交流の発展が見込まれるもの

(2) 助成対象団体が関係者と連携する、又は一体となって行う多文化共生を推進する事業で次に掲げるもの

ア 生活支援事業

(ア) 居住支援事業

(イ) 教育支援事業

(ウ) 労働環境整備事業

(エ) 医療・保健・福祉支援事業

(オ) 防災支援事業

(カ) 上記（ア）～（オ）の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業

イ 多文化共生の地域づくりに関する事業

(ア) 外国人住民の自立と社会参画支援事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 助成対象団体が従来から実施している事業の財源の組替えを主とするもの
- (2) 助成対象団体が従来から実施している事業の参加者負担等の軽減を主とするもの
- (3) 単なる資金供与だけのもの
- (4) 国やこれに準ずる機関からの助成を受けているもの
- (5) 旅費・渡航費及びそれに類するものが事業費の大半を占めるもの
- (6) その他、協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については助成対象としない。

- (1) 補助金
- (2) 他用途に転用可能な備品整備等
- (3) 工事を伴う施設整備等
- (4) 旅費・渡航費及びそれに類するもの（委託料に計上する場合も含む）ただし、事業実施に不可欠と考えられる講師等の旅費は除く。
- (5) 食糧費
- (6) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費

(助成額)

第4条 助成金は、助成対象事業の実施に要する経費の総額（ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴す場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額）以内の額で、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 都道府県及び政令指定都市にあつては 1団体あたり 400万円
- (2) 市町村（東京都特別区を含み、政令指定都市を除く。以下同様）及び地域国際化協会にあつては 1団体あたり 200万円

(交付の申請)

第5条 助成を申請する団体は、助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、協会に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号-1）
- (2) 収支予算書（様式第1号-2）

(助成団体及び助成額の決定)

第6条 協会は、当該申請書の内容を審査及び必要に応じて調査等を行い、助成を行う団体（以下「助成団体」という。）及び助成額を決定するものとする。

2 協会は、前項の決定について、助成を申請した団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 協会は、前条の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付することができるものとする。

- (1) 助成金の使用方法に関する事項
- (2) その他協会が必要と認める事項

2 前項の規定により付される条件には、当該助成事業の完了後においても従うべき事項を含めることができるものとする。

(計画変更の申請等)

第8条 助成団体は、助成金の交付の決定を受けて実施する事業（以下「助成事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）に必要な応じ第5条の各号に掲げる書類を添えて提出し、協会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 助成事業に要する予算を変更しようとするとき
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 助成事業を中止し、または廃止しようとするとき

(事業の実績報告)

第9条 助成団体は、事業の完了後に、実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて協会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第3号-1）
- (2) 収支決算書（様式第3号-2）
- (3) その他協会が必要と認める事項

2 協会は、前項の報告を受けた場合において、その報告にかかる助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成団体に、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付の請求)

第10条 助成団体は、助成金の交付を受けようとする場合は、交付請求書（様式第4号）を協会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 協会は、第9条の規定により実績報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の額を確定し、当該助成団体に通知するものとする。

(決定の取消)

第12条 協会は、助成団体が助成事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 助成金等を他の用途に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 期限内に事業を完了する見込みがないとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(助成金の返還)

第13条 協会は、前条において当該取消しの部分に関し、既に助成金等が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 助成団体は、助成金の返還を命ぜられたときは、その額を期限までに協会に返納しなければならない。

(書類、帳簿等の整備、保存)

第14条 助成団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第15条 市町村における第5条、第6条、第8条、第9条、第10条及び第11条による申請書、通知等の書類の提出又は通知にあつては、都道府県を通じて行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会が定める。

付則

この要綱は、平成22年11月11日から施行する。